

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年7月21日午後1時30分から令和4年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第12番委員	小野まり子
第2番委員	高橋義隆	第13番委員	及川宏和
第3番委員	宮舘晃	第14番委員	小嶋教三
第4番委員	田口敏	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
議案第6号	令和4年度金ヶ崎町農地パトロールの実施について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、18名であります。  
5番高橋重貴委員、11番小坂倫充委員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番有住寿哉委員、12番小野まり子委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局、説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第12番委員 12番 小野です。番号1番の案件について、譲受人の申請事由は新規就農とありますが、具体的には何で就農するのでしょうか。また、受入世帯の稼働人員の3人とは、本人の他に誰なのでしょうか。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。  
12番小野委員のご質問にお答えします。まず、何をするかについてですが、当面は羊の飼育、販売です。なお新規就農計画ではそれが安定した際にはピーマンの作付けも考えているようです。稼働人員につ

議 長 いては、本人と弟と父親の3人です。  
 第 1 2 番 委員 12番小野委員、よろしいですか。  
 議 長 はい。  
 議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 議 長 ——全員挙手——  
 議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。  
 議 長 日程第6、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 事務局 説明が終わりました。  
 事務局 ここで、本案件について、15番山路和弘委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
 議 長 ——第15番委員 退席——  
 議 長 それでは、現地調査の報告を求めます。  
 第 2 番 委員 番号1番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。  
 2番 高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 申請人の[ ]さんが、長男が居宅の隣接地に住宅を新築する計画であり、それに伴い居宅への通路を拡幅するため、自己所有の田を転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。  
 一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。  
 現地は、南側が道路を挟んで農地と接しておりますが、砂利敷きとして雨水等については地下浸透を図るほか、南側既存道路内のU字型側溝に流す計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。  
 以上のおおりに、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。  
 議 長 ご苦労さまでした。  
 議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ——なしの声あり——  
 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

15番山路和弘委員の入席を許します。

——第15番委員 入席——

議 長 15番山路和弘委員の案件については、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、2番の案件について、15番山路和弘委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第15番委員 退席——

議 長 それでは、現地調査の報告を求めます。

番号2番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。

第2番委員 2番 高橋です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。7月14日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[ ]さんが、実家の隣接地に自己住宅を建築するため、農地所有者の父 [ ]さんから、田を譲り受け転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、自己資金及び一部金融機関からの融資により実施することを融資証明書等により確認しています。

現地は、北側が農地と隣接していますが、U字型排水側溝を設置するほか、西側に傾斜をつけて道路側溝へ流す計画になっていることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。

これより、番号2番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号の番号2番の案件について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ــــــــــــــــー全員挙手ــــــــــــــــー  
 挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。  
 15 番山路和弘委員の入席を許します。

議 長 ــــــــــــــــー第 15 番委員 入席ــــــــــــــــー  
 15 番山路和弘委員の案件については、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 つづいて、番号 1 番の案件について現地調査の報告を求めます。  
 番号 1 番の案件について、14 番小嶋教三委員より報告願います。  
 第 1 4 番委員 14 番 小嶋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。7 月 14 日午前に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 譲受人である ████████ さんが、自己住宅を建築するため、農地所有者の祖母 ████████ さんから、田を購入し転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね 10 ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。  
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。  
 現地は、北側が宅地、東側南側が道路、西側が農地と隣接しておりますが、植生シートを設置し土砂等の流出を防止する計画であることから、隣接農地への影響は発生しないものと考えられます。また、現地は盛土をする計画になっておりますが、その高さは既設の上水道の止水弁の高さまでと確認しているほか、接道に関しては、現状 2.5 メートルほどしかありませんが、法尻等を含めて 4 メートル以上とみなされることから建築可能と県の確認を得ていることを確認しました。さらに、北西に畑があり、今回の事業により雨水等が溜まる恐れがあることから、その対策を検討するよう指示いたしました。  
 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。  
 第 1 7 番委員 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 17 番 佐藤です。9 ページの位置図を見ると、申請地を二分するように点線が引いてありますが、これは両方で申請地ということですか。

議 務 長 事務局、説明を求めます。  
 17 番佐藤委員のご質問にお答えします。申請地は両方合わせて 1 筆です。現地を確認したところ、下水の栓はありましたが、畦畔等はありませんでした。

議 長 17 番佐藤委員、よろしいですか。  
 第 1 7 番委員 はい。  
 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ــــــــــــــــーなしの声ありــــــــــــــــー  
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——  
挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。

第6番委員 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
6番 名和です。利用権設定番号1番の案件について、10a 当り賃借料が約11,000円となっていますが、以前は農業公社との賃借料は上限5,000円と言われました。変わったのはなぜでしょうか。

議 長 事務局、説明を求めます。  
事務局 局長 6番名和委員のご質問にお答えします。当案件は賃借期間終了後、売買になる案件です。賃借料の設定について農業公社に確認したところ、平均的な価格であれば良いということでしたので、上限は約10,000円と確認を取ったうえで今回の賃借料になっております。5,000円でなければいけないということはありません。

第6番委員 6番名和委員、よろしいですか。  
農業公社を通した賃貸借ののち売買する場合、賃借料は経費として申告できますが、売買代金は申告できません。賃借料は賃借期間終了後の売買代金に充てられるので、いくらでも多く申告のできる賃借料として払いたいのが耕作者の気持ちだと思います。しかし全額を賃借料とすることはできないため、上限が5,000円と定められていたと思いますが、変更になったということですか。

議 長 事務局、説明を求めます。  
事務局 局長 名和委員のおっしゃるとおり、賃借料は経費としてみられますが、農業公社を通じて税務署に確認を取った結果、平均的な賃貸借契約価格を上回った場合は経費として挙げられないということです。農業公社が事例を調査した結果、最大の賃借料が約10,000円だったので、その金額までは大丈夫とのことでした。

第6番委員 6番名和委員、よろしいですか。  
はい。  
ほか質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——  
質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——  
討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——  
挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

- 議 務 長 日程第9、議案第5号 金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 議 務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 務 局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 務 長 ——なしの声あり——
- 議 務 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 務 長 ——なしの声あり——
- 議 務 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議 務 長 議案第5号 金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 務 長 ——全員挙手——
- 議 務 長 挙手全員であります。よって、本案は計画の変更に異議ない旨の意見を付して金ケ崎町長に回答することに決定しました。
- 議 務 長 日程第10、議案第6号 令和4年度金ケ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 議 務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 務 局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 務 長 ——なしの声あり——
- 議 務 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 務 長 ——なしの声あり——
- 議 務 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議 務 長 議案第6号 令和4年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 務 長 ——全員挙手——
- 議 務 長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 務 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
- 議 務 長 令和4年第7回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時20分